

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ西条つながり基金（以下、「当財団」という。）
就業規則第1条の規定にもとづき、職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、①職員（月給制）、②嘱託職員（日給月給制）、及び③契約職員・パート等（時給制）とし、それぞれ次に掲げる通り支給する。

(1) ①職員（月給制） は次に掲げる通り支給する。

基本給（月額基本給）別表1

該当する職員には、次の手当を支給する。

- ①職務手当
- ②扶養手当
- ③通勤手当
- ④住宅手当
- ⑤特別事業手当

(2) ②嘱託職員（日給月給制） は次に掲げる通り支給する。

基本給（日給基本給、別表2） に勤務日数を乗じたもの

該当する職員には、次の手当を支給する。

- ①職務手当
- ②扶養手当
- ③通勤手当

(3) ③契約職員・パート等（時給制） は次に掲げる通り支給する。

基本給（時間給、別表3） に勤務時間を乗じたもの

該当する職員には、次の手当を支給する。

- ①職務手当
- ②扶養手当
- ③通勤手当

(基本給)

第3条 ①職員（月給制）の月額基本給については、別表1に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に代表理事が決定する。

2 ②嘱託職員（日給月給制）の基本給（日給）については、別表2に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に代表理事が決定する。

3 ③契約職員・パート等（時給制） については、別表3に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に代表理事が決定する。

（給与改定）

第4条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当財団の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、代表理事が決定する。

（職務手当）

第5条 職務手当は、事務局長、事務局次長に対し支給する。

2 職務手当は、毎月1日現在の職務に応じて支給する。

3 職務手当は事務局長については50,000円、事務局次長については30,000円とする。ただし、兼務の場合は、上位の職務の手当による。

（扶養手当）

第6条 扶養手当は、毎月1日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として職員と住居を共にし職員の扶養を受けているもので、代表理事が認めた者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 満18歳未満の子
- (3) 父母
- (4) 心身に重大な障害のある子

3 扶養手当の月額、1人目については、1人つき10,000円、2人目以降については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族に異動があった場合は、直ちに代表理事あてに届け出なければならない。

(通勤手当の月額)

第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる従業員（従業員の住居より勤務地までの距離が2kmを超える者に限る。）に当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする従業員...1か月定期代相当額（定期券を発行しない交通機関の場合は、回数乗車券等の通勤21回分の額）を支給する。ただし、その額が30,000円を超えるときは、30,000円を支給する。

(2) 自動車等を使用することを常例とする従業員...次の自動車等の使用距離（以下「使用距離」という）に応じて定める額を支給する。ただし、高速道路使用料金は支給しないものとする。

使用距離 km × (1kmにつき10円/日) 【×勤務日数】 支給する。ただし片道35km以上は350円/日で統一する。 例：15km × (10円) 【×20日】 = 3,000円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担するほか、併せて自動車等を使用することを常例とする従業員...前二号に準じて計算した額の合算額を支給する。ただし、その額が40,000円を超えるときは、40,000円を支給する。

(住宅手当)

第8条 住宅手当については、当財団の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 住宅手当は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、代表理事が決定する。

(特別事業手当)

第9条 特別事業手当については、当財団の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 特別事業手当は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、代表理事が決定する。

(割増賃金)

第10条 ①職員（月給制）の時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

(1) 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合

基準賃金×1日8時間を超えて勤務した時間数（フレックスタイム制を選択した場合は清算期間中の総労働時間を超えた時間数）×1.25

(2) 深夜（午後10時から午前5時までの間）に勤務し

た場合基準賃金×深夜に勤務した時間数×0.25

(3) 所定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服し

た場合基準賃金×所定休日に勤務した時間数×1.25

(4) 法定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服し

た場合基準賃金×法定休日に勤務した時間数×1.35

2 基準賃金は、次の算式により計算して支給する。

$(\text{基本給} + \text{職務手当}) \div 1 \text{ か月の平均所定労働時間数}$

3 ②嘱託職員（日給月給制）、及び③契約職員・パート等（時給制）に対する割増賃金については、第1項第1号、第2号のみ適用する。

（欠勤等の扱い）

第11条 ①職員（月給制）の欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を、以下の計算方法により算出して控除する。

$\text{基準賃金} \div 1 \text{ か月の平均所定労働時間数}$

2 ②嘱託職員（日給月給制）、の欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給（日給）から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

3 ③契約職員・パート等（時給制）の欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給（時給）から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

（給与の支給日）

第12条 給与の計算期間は毎月1日より当月末日までとし、支給日は翌月の28日

（その日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ）とする。

2 前項の計算期間の途中で採用された①職員（月給制）職員又は退職した職員については、月額賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

（給与の支給方法）

第13条 給与は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むものとする。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

（賞与）

第14条 賞与の支給月は、原則として年2回6月、12月とし、その額は、職員の勤怠

実績、勤務 成果および当財団の財政状況を勘案し、年間で基本給 3 ヶ月分を上限に理事長が決定する。

2 賞与の支給対象期間は、次のとおりとする。

夏季手当 当年 1 2 月 1 日より当年 5 月 3 1 日まで

冬季手当 前年 6 月 1 日より当年 1 1 月 3 0 日まで

3 賞与の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、賞与の支給日現在に在籍する者に支給する。

4 前各項にかかわらず、当財団の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(雑 則)

第 1 5 条 この規程の実施に関し、その他必要な事項については、代表理事が定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 3 0 日から施行する。(令和 6 年 3 月 3 0 日理事会決議)

この規程は、令和 6 年 7 月 2 4 日に改正する。(令和 6 年 7 月 2 4 日理事会決議)

(別表1) 月給 基本給 (月額)

単位：円

号	基本給	号	基本給	号	基本給
1	144,000	21	176,000	41	320,000
2	145,600	22	177,600	42	336,000
3	147,200	23	179,200	43	352,000
4	148,800	24	180,800	44	368,000
5	150,400	25	182,400	45	384,000
6	152,000	26	184,000	46	400,000
7	153,600	27	185,600	47	416,000
8	155,200	28	187,200	48	432,000
9	156,800	29	188,800		
10	158,400	30	190,400		
11	160,000	31	192,000		
12	161,600	32	193,600		
13	163,200	33	200,000		
14	164,800	34	208,000		
15	166,400	35	224,000		
16	168,000	36	240,000		
17	169,600	37	256,000		
18	171,200	38	272,000		
19	172,800	39	288,000		
20	174,400	40	304,000		

(別表2) 日給月給 基本給 (日額)

単位：円

号	基本給	号	基本給	号	基本給	
1	7,200	21	8,800	41	16,000	
2	7,280	22	8,880	42	16,800	
3	7,360	23	8,960	43	17,600	
4	7,440	24	9,040	44	18,400	
5	7,520	25	9,120	45	19,200	
6	7,600	26	9,200	46	20,000	
7	7,680	27	9,280	47	20,800	
8	7,760	28	9,360	48	21,600	
9	7,840	29	9,440			
10	7,920	30	9,520			
11	8,000	31	9,600			
12	8,080	32	9,680			
13	8,160	33	10,000			
14	8,240	34	10,400			
15	8,320	35	11,200			
16	8,400	36	12,000			
17	8,480	37	12,800			
18	8,560	38	13,600			
19	8,640	39	14,400			
20	8,720	40	15,200			

(別表3) 時給 基本給

単位：円

号	基本給	号	基本給	号	基本給
1	900	17	1,060	33	1,250
2	910	18	1,070	34	1,300
3	920	19	1,080	35	1,400
4	930	20	1,090	36	1,500
5	940	21	1,100	37	1,600
6	950	22	1,110	38	1,700
7	960	23	1,120	39	1,800
8	970	24	1,130	40	1,900
9	980	25	1,140	41	2,000
10	990	26	1,150	42	2,100
11	1,000	27	1,160	43	2,200
12	1,010	28	1,170	44	2,300
13	1,020	29	1,180	45	2,400
14	1,030	30	1,190	46	2,500
15	1,040	31	1,200	47	2,600
16	1,050	32	1,210	48	2,700